なっても、暮らしや営業が圧迫され、新聞を購 読する余裕がなくなり、また、安くて便利な携 帯電話、インターネットなどの普及による影響 もあって、減紙を誘発することにもなるのでは ないかと懸念されます。この点からも、軽減税 率を求めるのではなく、増税そのものに反対す ることが請願者の趣旨がかえって生かされると 考え、不採択の意見といたします。

〇小関勝助議長 通告による討論が終わりました。 これから採決いたします。

請願第5号について、総務委員長の報告は、 採択であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。よって、 請願第5号は、総務委員長報告のとおり決定い たしました。

厚生常任委員会審查報告

〇小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

O安部 隆厚生常任委員長 おはようございます。 平成25年第6回市議会定例会において厚生常任 委員会に付託になりました議案5件について、 審査をいたしました経過と結果についてご報告 申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日 に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の 出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第61号 長井市子ども・子育 て会議条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第77条第1項

の規定に基づき、長井市子ども・子育て会議を 設置するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この条例案には、 子ども・子育て会議の設置や組織などについて は整理されているが、役割や目的については明 確に示されていない。子ども・子育て支援法と この条例はどう関連しているかとの質疑がなさ れ、子育て支援課長からは、条例の第1条に、 「子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に 基づき、同項の合議制の機関として長井市子ど も・子育て会議を置く」と規定している。また、 子ども・子育て支援法第77条の第1項において、 「市町村は、条例で定めるところにより、次に 掲げる事務を処理するため、審議会その他の合 議制の機関を置くよう努めるものとする」との 規定がされており、子ども・子育て会議で審査 あるいは意見を伺う内容として大きく4項目ほ ど示されている。具体的には、教育・保育施設 や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市 町村計画を策定・変更する際は、この会議の意 見を聞かなければならないこと。また、自治体 における子ども・子育て支援に関する施策の総 合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び 当該施設の実施状況について調査審議すること など子ども・子育て支援法に明確に役割が示さ れているため、条例には盛り込んでいないとの 答弁を受けたところであります。

また、委員からは、子ども・子育て支援法第3条に市町村の責務として、子供の健やかな成長のために適切な環境をひとしく確保するとあるが、具体的にはどういったことかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、1つは、子育てと仕事の両立が図れるようなサービスあるいは施策だと考えている。また、子育ちという視点から見れば、子供が健やかにたくましく感性豊かに成長できるような施策について、総合的に市町村で支援をしていくというように捉えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 長井市手数料条例の一部 を改正する条例の制定について及び議案第64号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する 条例の制定について申し上げます。

本案は、学童クラブの利用に要する料金の収納業務及び児童センターにおける保育に要する料金の収納業務を私人に委託し、納付者の利便性向上を図るに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。これらの2件の議案については、関連があることから一括して審査を行いました。

採決の結果、議案第63号及び議案第64号については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

次に、議案第65号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程 の改正により、所要の改正を行うため提案され たものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 長井市後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい て申し上げます。

本案は、後期高齢者医療保険料における延滞 金の割合を本市税外収入未納金等徴収条例に整 合させるに当たり、所要の改正を行うため提案 されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました 案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第61号 長井市子 ども・子育て会議条例の設定についてから、日 程第11、議案第66号 長井市後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい てまでの5件について、討論の通告がありませ んので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第61号 長井市子ど も・子育て会議条例の設定についての1件につ いて、厚生常任委員長の報告は、原案可決であ ります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、 議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第8、議案第63号 長井市手数料 条例の一部を改正する条例の制定についての1 件について、厚生委員長の報告は、原案可決で あります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第63号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第9、議案第64号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第64号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第10、議案第65号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第65号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第11、議案第66号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第66号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

産業・建設常任委員会審査報告

〇小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の 審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業·建設常任委員長登壇)

〇町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。平成25年第6回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月17日 に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当 局関係者の出席を求め、審査いたしております。 なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏 査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第59号 除雪作業中における 車両事故に係る損害賠償の額の決定について申 し上げます。

本案は、除雪作業中における車両事故に係る 損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96 条第1項第13号の規定により提案されたもので ございます。

審査に当たり、建設課長からは、回転灯を点灯し、除雪作業を行っている除雪車を緊急車両として扱うかの見解が分かれ、市の保険代理店である公益社団法人全国市有物件災害共済会と相手方の保険代理店の主張する過失割合が折り合わず、第三者機関の裁定をもとに、市80%、相手方20%の案が示された。相手方の20%負担分は、修理工場のご厚意により修理工場が負担する方向で相手方と話が進み、解決までに1年7カ月を要しました。解決が遅れた原因は、保険代理店に全て対応を任せたことにあり、今後は、市が積極的にかかわりを持ち、相手方に丁寧に説明を行いながら対応に当たりたいとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、1年半以上長引いた原因は、初動の対応が悪かったことに加え、保険代理店に全て任せたことだと思うが、保険代理店は、現場を見たり、相手方から直接話を聞くなど誠意ある対応をしていたのかと質疑がなされ、建設課長からは、交渉は専門的な保険代理店が行うことになるが、保険代理店と市の担当者との連絡確認をしつかり行う必要があったと反省している。保険代理店との直接のやりとりは財政課で行っており、財政課と連携を密にして対応することが必要であった。修理工場には全く連絡がなく、修理工場に対する丁寧な説明が不足していたと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、実質的に20%の開きが